

第4章 成績評価および修了認定

【評価基準】

4-1 成績評価

4-1-1 学修の成果に係る評価(以下、「成績評価」という。)が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1)成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2)当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4)期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1)成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2)筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3)科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験(いわゆる再試験)についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験(いわゆる追試験)について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4-1-2 学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状説明】

[4-1 成績評価]について

(1) 成績ランクの分布

成績評価は、各担当者によって差はあるが、基本的には中間や期末(定期)のペーパーテスト、授業中の小テスト、課題レポート、出欠の程度および受講中の授業への関与度の各項目の評価に基づいて、各科目担当者が評価している。なお、成績評価における各項目の比重は、あらかじめシラバスに明示するように、教員に指導している。

成績評価における目安として、AA (90 点から 100 点まで) および A (80 点から 89 点まで) を全受講者の 30%、B (70 点から 79 点まで) を 40%、C (60 点から 69 点まで) を残り 30%を目安としている。不合格 (59 点以下) については、当然にありうるものの、とくに目安となる割合を設定していない。なお、受講者数の少ない科目については、上記一般の基準を原則とするものの、弾力的に運用している。

2017～2019 年度の講義科目および演習科目ごとの成績評価の分布状況については、2019 年度は、AA および A が、講義科目で 42.4% (2018 年度 45.6%、2017 年度 45.3%、2016 年度 47.4%、2015 年度 46.6%)、演習科目で 73.3% (2018 年度 74.2%、2017 年度 72.3%、2016 年度 76.1%、2015 年度 76.8%) である (別資料【図表 4-1】〔成績評価の分布〕参照。なお、図表中の履修取消者を除いた数値で算出した割合である)。必修科目など一定の履修者数のある科目においては、相対評価 (AA および A を 30%の割合とするなど) を原則としており、履修者数 20 人以上の講義科目では、AA および A は、36.2% (2018 年度 36.3%、2017 年度 35.8%、2016 年度 40.8%、2015 年度 39.0%) となっている (別資料【図表 4-2】〔履修者数 20 人以上の講義科目〕参照)。なお、教務課において全科目の採点分布結果を集計し、科目・領域ごとの成績分布状況のデータを作成している。

(2) 期末試験、再試験、追試験の実施状況

学生の当該科目に係る学習状況の確認および成績評価の客観的な実施等を目途として、演習を含めて、試験又はレポートによる期末試験の実施を図っている。

2017 年度から 2019 年度における期末試験 (試験/レポート) の実施形態についてみると、講義科目では 60%超の科目で試験を実施しているのに対して、演習および論文指導ではすべてレポートによる実施となっている (別資料【図表 4-3】〔期末試験 (試験/レポート) の実施状況〕参照)。

また、2 年制の学生を対象に、必修科目「財務会計 I・II」および「管理会計 I・II」の履修条件としている前提科目 (「初級簿記」および「初級原価計算」。表中では「前提」と表記。) についても、期末に試験を実施している。

再試験は、原則必要とは考えられないため、本研究科としては実施していない (なお、前提科目のみ、2019 年度以前入学者を対象に再試験を行っている)。また、追試験については、傷病、忌引その他やむを得ない事由により期末試験を欠席した学生を対象に、学生の申請に基づいて、期末試験後の指定期間中に実施している。

(3) 履修成果が一定水準に達しない学生の状況

学年進級判定については、教授会がその判定を行なっている。必要に応じて、科目担当者に対して、成績評価についての詳しい資料の提出を求め、是正措置を講じるよう要請する場合もある。

進級判定に際しては、AA を 4、A を 3、B を 2、C を 1、不合格を 0 と評価し、それらの平均から算出する GPA を算定している (GPA 算出方法については、別資料【図表 4-4】〔GPA 算出方法〕参照。なお、GPA の算出に当たって、不合格および欠席評価の単位数も分母に含め、本研究科以外の機関で取得した単位の成績は、GPA の算出には含めない。)。本研究科では、この GPA 基準を修了要件の一つとしており、2 年制は GPA1.5 以上、キャリアアップ・コース 1 年半制およびリカレント・コース 1 年制は GPA2.0 以上と設定している。なお、2 年制における 1 年次から 2 年次への進級に当たっても、進級要件ではないが 1.5 ポイント以上の GPA 基準を満たしていることが望ましい。

GPA 基準による修了要件を満たさなかった学生は、2019 年度において、2 年制 (2018 年度前期入学生) で 7 名 (在籍者数 34 名。ただし年度途中の退学者を除く (以下同))、キャリアアップ・コース 1 年半制では、2018 年度前期入学生 1 名 (在籍者数 14 名)、2018 年度後期入学生 2 名 (在籍者数 10 名)、リカレント・コース 1 年制では 0 名 (在籍者数 2 名) である (別資料【図表 4-5】〔会計プロフェッション研究科学生の成績 (G.P.A.) 分布〕参照)。

また、2 年制の学生に対しては、1 年次に 14 単位以上を修得していない場合は 2 年次への進級を不可としている。これは、本研究科における授業科目の性質上、基礎的な科目の履修がその後の応用・実践的な科目の履修の前提となり、1 年次に、この程度の単位数を修得しておくことが、効果的な学習のために不可欠と考えられることに基づく措置であ

る。2019年度入学生については14単位未満の学生は3名である（別資料 【図表 4-6】〔学生の単位取得状況（年度途中の退学者・休学者を含む）〕参照）。

【自己評価】

1、成績評価の基準に関しては、個々の科目ごとにシラバスの中で常時明示され、成績評価の基準が複数存在する場合、その内容と各ウェイトについても具体的に明らかにすることも徹底している（例、「期末試験 70%、中間試験 30%」）。この点は、本学のシラバス入稿システム上、成績評価方法が必須入力項目とされており、これを入力せずにはシラバス入稿を完了させることができないことから担保されている。加えて、新年度前に開催されるFD委員会において、全シラバスの内容について点検を行ない、内容の適正性も確保している。また、教員に対して、成績評価の分布の目安について周知している。したがって、学生に対しては、シラバスや授業時のガイダンスを通じて、成績評価基準は明確に提示、周知されており、評価基準 4-1-1 (1) に沿うものとする。

なお、外部評価委員から、成績評価基準に出席点を含めるべきであるとのご意見を賜ったが、授業に出席する事は当然であるという考えに基づく文部科学省指導を受け、2014年度より全学的に出席点は評価の中に含めないこととした。よって、本研究科でも出席点は成績評価の基準から外している（なお、単位付与の要件として最低出席回数を学生に求めることは許容される）。

2、成績評価基準にしたがい成績評価を行うことについては、試験時期に各教員に書面でもって周知している。成績評価がなされた後も、教務課で採点分布データ（領域別・科目別・講義/演習別）を集計し、適切に保管している。また、成績評価について説明を求める学生には、書面で質問事項を提出させ、質問に対する回答を書面で返却する制度も運用している。そのため、教員に対しては、成績評価結果根拠資料（①期末試験の答案、レポート、②出席状況、小テストなど成績評価に加味された資料）について5年間保管する旨文書で通知している（または当該資料一式を教務課に提出し、教務課で保管することも認めている）。したがって、評価基準 4-1-1 (2) が求める、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていると考える。

3、成績評価の結果については、学生が、各学期末（9月・3月）に学生ポータル「成績通知書」で閲覧することができる。よって、成績評価の結果は、学生に書面を通じて提示されるとともに、学生側においても十分に理解されているといえ、評価基準 4-1-1 (3) を満たしている。

4、期末試験を実施する場合は、教員に対しては実施概要を説明し、学生に対しては実施要領を掲示している。また、追試験の実施に関しても、学生に配布される大学院要覧において、受験資格及び申請方法を明示している。したがって、期末試験（追試験含む）の実施方法について、厳正かつ公平な実施のための必要な措置がとられ、学生にも適切な配慮がされているものといえ、評価基準 4-1-1 (4) を満たしている。

以上の点から、教育課程における成績評価は、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、評価基準を満たしていると総括する。

【今後の課題】

演習科目の成績評価は、全教員が試験を実施せず、レポートの内容及び授業への貢献度等を総合的に勘案して行っている。特に、演習科目は、学生が事前に与えられた特定課題について調査・検討した内容を報告するスタイルで行われていることが多く、研究成果をレポートでまとめさせることにより学生の知識・思考の体系化を図っているため、こうした成績評価方法は、科目の性質上、適切であると考えている。もっとも、かかる成績評価方法は、学生側からは不透明に映りかねないことも考えられる。そこで、成績評価の明確性を徹底すべく、教員においては、毎回、報告やレポー

トの内容、学生の議論・討論への意欲や参加貢献度等を客観的に評価し、その都度、学生に対して個別にフィードバックすることに努め、コミュニケーションを図ることに留意すべきであろう。

【評価基準】

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1 会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において(他専攻を含む)履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法等を活用して、修了生の成績認定の客観化に努めることとする。

解釈指針4-2-1-3

在学期間の短縮を行っている場合、その固有の目的に照らして十分な成果が得られるように配慮したうえで、その基準・方法を定め、学生等に対してあらかじめ明示して周知を図るとともに、その基準・方法を公正かつ厳格に運用すること。

【現状説明】

(1) 修了要件および修了判定基準

修了認定については、ディプロマポリシー（修了認定・学位授与の方針）に基づき、教授会が下記の修了要件および修了の判定基準に従って、修了の判定を行い、議決することとしている。

<修了要件>

修了資格を得るためには、定められた標準修業年限以上在学し、別資料【図表 4-7】〔修了認定要件〕に示す区分に従って単位を修得しなければならない。同【図表 4-7】に示された単位数は、科目の種別ごとに要求される最低の単位数であり、これが1単位でも不足すると修了は認められない。なお、会計プロフェッション教育の充実のために、法務研究科、国際マネジメント研究科、法学研究科とは開設当初から指定された科目の相互乗り入れをしており、法務研究科、国際マネジメント研究科からは各4単位、法学研究科からは6単位、合計14単位までは履修が認められている。

<修了の判定基準>

修了に必要な単位数（2年制は50単位、1年半制は36単位、1年制は30単位）を満たした者を対象として、教授会において厳格に判定する。この修了判定にはGPA制度を用い、AA評価4ポイント、A評価3ポイント、B評価2ポイント、C評価1ポイント（2009年度以降入学者は不合格科目単位数および試験欠席科目単位数も含めた履修登録総単位数を分母）として平均点を算出し、修了に必要なGPAの数値（2年制は1.5ポイント以上、1年半制および1年制は2.0ポイント以上）を満たしていることを修了基準とする。

(2) 最高履修制限単位

最高履修制限単位は、2年制の場合、年間34単位（3年制の場合は20単位）、キャリアアップ・コース1年半制で各学期16単位、リカレント・コース1年制で年間36単位である。この単位数を超えて履修することはできない（別資料【図表4-6】〔学生の年間合計単位取得状況〕参照）。

(3) 進級要件

2年制の学生は、1年次に14単位以上を修得していない場合、2年次へ進級できない。なお、2013年度より、14単位以上修得していても、前提科目が不合格である場合も同様としている。

なお、既に合格の成績評価を得ている科目を再履修することはできない。また、名称変更された科目についても、変更前の科目名称で合格の成績評価を得ている場合、名称変更後の科目を履修することはできない。

2019年度に2年制に入学した者で、進級要件の単位数を満たさなかった留年者は2名であり、内1名は前期休学のため前提科目未修得、1名は前提科目未修得が理由である。

(4) 既修得単位の認定

学則にしたがい、入学前に大学院又は専門職大学院（科目等履修生を含む）で修得した単位は、入学時の所定の手続きにより、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなしている（単位認定）。1年半制および1年制での入学者に対しては、学部の上位教育機関として設置されている大学院で履修した単位についても単位認定の対象とする運用も行っている。また、修士入試（本研究科修士生が複数の学位を取得するために本研究科に再入学する入試方式）による修士入学者には、本研究科ですでに修得した単位について単位認定を実施している。なお、認定単位は最高履修制限単位に含めていない。

すべての単位認定に当たっては、教授会で科目相当性を判断し、認定の可否を決している。認定科目数の上限として、2年制では修了要件が50単位のところ24単位まで、1年半制では修了要件が36単位のところ16単位まで、1年制では修了要件が30単位のところ10単位までとしている。2019年度は申請された14科目につき単位認定を行った（別資料【図表4-1】〔成績評価の分布〕参照）。

(5) 在学期間の短縮

本研究科では、修士入学制度を通じて入学する2年制の学生を対象に、所定の要件を満たすことによって、修業年限である2年を1年もしくは1年半に短縮することを認めている。学生の能力や意欲に応じ上記(4)の単位認定基準・方法に従って弾力的に単位認定を行い、現行の履修要件の下で、在学期間の短縮を求める学生のニーズに応えられるよう取り組んでいる。本研究科修了（見込）者以外については、本研究科以外の大学院において既修得単位（または修得見込みの単位）が、本研究科で単位認定の対象となりうるかを出願前に事前確認を行うことにしている。

【自己評価】

1、本研究科では、修了認定に必要な修得単位数について、2年制、1年半制および1年制の各カリキュラムの内容に沿うものとなるよう、教授会で検討したうえ適切に定めていると考える。なお、2年制の学生に対して、入学前後に実施する「統一テスト」で適正レベルに達しない場合、必修科目である「財務会計Ⅰ・Ⅱ」「管理会計Ⅰ・Ⅱ」の履修の前に、前提科目である「初級簿記」「初級原価計算」の履修を終えることを条件とする仕組みを設けている。前提科目は、修了要件単位数には含まれないが、当該科目の履修が義務付けられた学生にとって実質的には修了要件に組み込まれることになる。本研究科の学生は、入学時点での簿記や原価計算に関する習熟度に多少のばらつきがあり、結果的に正規の授業の理解度において差が生じやすいため、会計学未習者が、その後の会計学の正規科目の学習において消化不良を起こさないように配慮したものである。2018年度以降は、会計学未習者の学習到達度を高めるため、前提科目の全講義をビデオで撮影し、WEB上で講義配信するシステムも導入した。前提科目の履修者が、研究科の科目履修に必要な学力水準を早期に獲得し、修了要件を満たす見通しを立てられるように配慮した独自の取り組みである。

2、また、専門職大学院その他の大学院において履修した授業科目について、教授会での審査を経て、単位認定を行っ

ている。2年制、1年半制および1年制について、各修了単位数に対し、それぞれ単位認定科目数の上限を設けているが、いずれも、評価基準4-2-1が要求する修了要件「30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲」で設定している。実際の単位認定作業においては、入学者から単位認定が申請された科目について、当該科目の専門分野の教員が相互のシラバスを比較検討し、教授会において厳正かつ公平に判断を実施している。

同様に、在学期間の短縮を認める場合も、入学前の単位の修得状況に応じて、同じ単位認定の基準・方法で単位認定を実施しているため、解釈指針4-2-1-3にも沿うものとする。また、解釈指針4-2-1-2に従い、修了認定の基準としてGPA基準も導入して客観性の高い修了認定を実施し、修了生の質を維持するように努めている。

したがって、本研究科における修了認定方法およびその要件は、評価基準を満たしているものとする。

【今後の課題】

1、前提科目の履修者は、当該科目を履修しても修了要件単位として認定されないため、履修上の負担が大きい点が懸念される。この点は、継続的に当該履修者の単位取得および成績の状況を追跡し、現行制度を見直すべきかどうかも含め幅広く検討していくこととする。

2、上記(4)に関連する課題として、本研究科が教育目的・理念として国際人の育成を掲げていることに鑑み、国内のみならず、海外の大学・大学院との連携（例、国内で他の大学院が展開する国際会計政策大学院プログラムへの参加や、海外提携大学の大学院との国際交流による学位取得や単位互換等のプログラム、海外の公認会計士資格を取得するための海外提携大学との単位互換など）が挙げられる。この点は、現在、具体的な計画や検討が進んでいないが、国内の会計大学院と連携・協力し、中長期的な検討課題として取り組んでいきたい。

3、在学期間の短縮を認めることは、今後、早期のキャリアアップや資格取得を望む社会人のニーズに合致するものと考えており、弾力的な判断を行えるよう、より客観的かつ透明性のある判定基準を確立し、さらに、その基準等をどのように周知を図ることが合理的であるかについても検討することとしたい。